

平成30年12月4日  
関東東北産業保安監督部東北支部

登録調査機関に対する報告徴収の結果について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」という。）は、管内の登録調査機関に対し、一般用電気工作物の定期調査において不適切な調査が行われていないか、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました（本年11月13日付け）。

その結果、管内の全ての登録調査機関から不適切な定期調査業務は行われていないとの報告がありました。

1. 今般、中部電力株式会社管内において、電気事業法第57条の2第1項の規定に基づき一般用電気工作物の定期調査業務を行っている一部の登録調査機関が不適切な調査を行っていたことが判明しました。
2. 本件に鑑み、経済産業省は全国の登録調査機関に対し、不適切な定期調査業務が行われていないか確認することとし、当支部は管内の登録調査機関に対し、平成30年11月13日付けで不適切な定期調査業務が行われていないか確認し、11月中に報告するよう指示しました。
3. その結果、管内の全ての登録調査機関から、不適切な定期調査業務は行われていないとの報告がありました。

(本件に関する問合せ先)

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

課長：鈴木

担当：高橋、関

電話：022-221-4947（直通）